

<地方消費税交付金(社会保障財源分)の使途状況>

社会保障・税一体改革の一環として、少子高齢化により増加が見込まれる社会保障経費の財源確保を目的とし、消費税率が平成26年度4月より5%から8%に、令和元年度10月より8%から10%に引き上げられました。
この増収分は、全て社会保障施策の経費の財源として活用することとなっております。

令和5年度決算 地方消費税交付金(社会保障分)
1,776,732千円

≪社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費≫(単位:千円)

項目	款	内容	決算額	一般財源	
				引上げ分の地方消費税 (社会保障財源化分の市町村交付金)	その他
社会福祉	民生費	社会福祉事業	5,932,125	512,172	2,033,259
		児童福祉事業	8,416,174	604,876	2,401,280
		生活保護事業	2,697,020	120,806	479,587
		老人福祉事業	390,103	39,835	158,139
	小計		17,435,422	1,277,689	5,072,265
社会保険	民生費	国民健康保険事業	870,902	84,881	336,969
		後期高齢者医療保険事業	1,798,140	307,987	1,222,668
	小計		2,669,042	392,868	1,559,637
保健衛生	衛生費	保健衛生事業	10,856	320	1,271
		予防事業	477,601	94,259	374,198
		医療体制充実事業	67,480	11,596	46,033
	小計		555,937	106,175	421,502
合計		20,660,401	1,776,732	7,053,404	

※地方消費税交付金(社会保障分)は、各事業の一般財源部分に充当します。